



西田成希税理士事務所

# 事務所だより5月号

穀雨の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

緊急事態宣言が解除されたかと思えば、4/25からまたもや緊急事態宣言の発令となりました。

3/21にテニスの試合の予定でしたが、雨で3/28に延期。3/28も雨で5/9に再延期。そして、今回の緊急事態宣言で結局中止となりました。ペアを組む予定だった人とは、1年ぶりの試合でしたので、とても楽しみにしていたのですが、残念です(;\_;)。

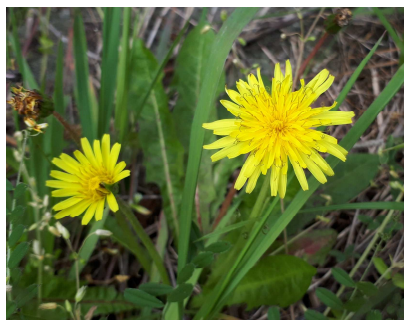
大阪・兵庫は、感染拡大が顕著です。やむを得ず大阪や神戸に出かけるのですが、1回目の緊急事態宣言に比べるとはるかに電車も街中も人が多いように感じます。みんな「緊急事態宣言慣れ」してしまったようです。

幸い(?) 私は、家にずっといることが全く苦痛ではありませんので、このゴールデンウィーク期間中も家で溜まった仕事と家の片付けをしたいと思います(^\_^)。

こんな状況なので、外出は控えています。その中で写真を撮ってきました。専門学校で相続税法の講師をしていた関係(ちなみに今は法人税法を教えています)で「道」にハマっています(^)。道といっても国道などではなく、里道などの細い道です。「こんなところに道が!」という道を見つけると嬉しくて(^)。本当に不思議な道がたくさんあります。でも、生活する上で利用されているんですね。地域

において、歴史というか、そういうものが感じられます。面白い道をご存じ

であれば、ぜひ教えて下さい!  
では、事務所だより5月号をお送りします。



## ☆ お知らせ (2021年5月の税務)

期 限	項 目
5月10日	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月17日	特別農業所得者の承認申請
5月31日	個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
	3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
	自動車税(種別割)の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)
	鉦区税の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)

## ☆ 税務関係で押印不要な書類

菅内閣は脱ハンコ、DX(デジタルトランスフォーメーション)戦略を進めています。これに伴い、税務書類についても押印が不要となる書類が増えてきました。

## ◆ 税務署窓口における押印の取扱い

令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定され、この中で、税務関係書類（国税に関する法律に基づき税務署長等に提出される申告書等）の押印の見直しが行われました。提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、一部の税務関係書類を除き、押印を要しないこととする方針が示されました。そして、この取扱いは原則として令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する予定となっていました。一方で「改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めない」ともされていました。

この閣議決定に基づき、全国の税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととしています。

## ◆ 振替納税やダイレクト納付の手続き

従来、振替納税やダイレクト納付をしようとする場合には、それぞれ「振替依頼書」や「ダイレクト納付利用届出書」に金融機関の届出印を押印する必要がありました。これらの手続きも令和3年1月から、個人の方の振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書を e - t a x で提出することが可能となりました。

さらに、振替依頼書等のオンライン提出においては、金融機関の外部サイトにより利用者認証を行うので、電子送信時に電子署名及び電子証明書の添付も不要となります。

## ◆ 押印が必要な書類も

とはいえ、担保提供関係書類・物納手続関係書類の一部や遺産分割協議書、特定個人情報の開示請求、閲覧申請手続など、押印が必要な書類もまだまだありますので注意しましょう。

## ☆ 世界遺産の宮島に入島税？

全国で初めて、旅行客のみを対象とする税金の導入が決まりました。広島県廿日市市議会は3月中旬、世界遺産の厳島神社がある「宮島」に訪れる人を対象に100円の「宮島訪問税」を課す条例案を賛成多数で可決しました。島民や通勤通学者、修学旅行生などは課税の対象から外します。当初は今春の開始を目指していましたが、新型コロナの影響で足元の観光客数が減少していることを踏まえて2023年度中の施行を目指しています。

観光客が来島に利用するフェリーの運賃に1回100円を上乗せして徴収するほか、年間500円で無制限に入島できるようにします。来島者数がコロナ禍以前の水準まで回復すれば、年間3億円以上の税収が見込めるといいます。確保した財源はトイレなど観光関連施設の拡充や渋滞対策、ごみ処理などへの活用を計画します。

市民の高齢化や若年層の流出などにより、廿日市市の税収はピークだった2007年度の169億円から2014年度には156億円まで減少しました。一方で社会保障費が2007年度の62億円

から2014年度に105億円まで膨張したことがきっかけとなり、入島税導入へ向けた議論が始まった経緯があります。

船舶運賃に上乗せする入島税は、法定外目的税として総務相の同意を得ることができれば自治体が独自に課税できます。伊是名など沖縄県の4村ですでに導入されてきましたが、公平性を保つという理由で原則として島民からも徴収しており、観光客だけに課税するのは廿日市市が全国初となります。

## ☆ 空振りに終わった納税猶予特例

財務省が最新の国民負担率をまとめました。2020年度は46.1%で、前年度比1.7ポイント上昇し、過去最大となる見通しです。新型コロナウイルス感染拡大によって戦後最悪規模の経済停滞が生じ、国民所得が減少したことが響きました。2021年度は44.3%に下がる見通しですが、感染症の動向に左右されそうです。

国民負担率は、国民所得に占める税金（租税負担率）と社会保険料（社会保障負担率）の負担割合の合算で、国民が担う公的負担の重さを測る国際的な指標の一つです。

財務省は、国民負担率に財政赤字分を加えた「潜在的な国民負担率」も示していて、2020年度は過去最大の66.5%になる見通しです。前年度比16.8ポイント増の大幅な上昇となりました。これは新型コロナ対応で、3次にわたる補正予算を編成する大規模な財政出動を行い、財源を赤字国債に依存したためです。2021年度は56.5%に下がる見通しですが、これまで過去最大だった2012年度（50.3%）と比べても6ポイント以上高い水準となり、新型コロナの影響の大きさが浮き彫りとなりました。

一方、国民負担率を諸外国と比べると、OECD加盟35カ国中、日本は低い方から10カ国目で、決して高負担とは言えません。財務省が増税余地があるとみる根拠の一つです。国民負担率が同程度の他国と比較した際の日本の特徴は、18%ある社会保障負担率が高いことです。

平成の31年間の推移を見ると、租税負担率は1.9ポイント減少したのに対し、社会保障負担率は8.4ポイントも上昇。増税への抵抗が強い日本では、社会保障費の増加を保険料の増額でしのいできた経緯があります。財源問題にどう向き合うか、国民的議論が求められています。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488